

## 鳥取県立米子南高等学校教室棟食物室調理実習台増設業務仕様書

- 1 業務名称  
鳥取県立米子南高等学校教室棟食物室調理実習台増設業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所  
鳥取県立米子南高等学校 教室棟 1階 食物室（別紙1 平面図（食物室）のとおり）  
（米子市長砂町 216 番地）
- 3 委託期間  
契約締結日から令和8年1月30日まで
- 4 業務概要  
調理実習台（以下、「新規品」という。）1台を設置するもの。
- 5 業務内容
  - （1）新規品設置
    - ア 新規品の運搬及び搬入
    - イ 新規品の据付
    - ウ ガス配管の工事
    - エ 給排水の接続
    - オ 電源工事※配置については、別紙1 平面図（食物室）を参照のこと。
  - （2）新規品仕様  
別添新規品仕様一覧と同程度の機能を有する機器とする。  
なお、機種決定にあたっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を行ない決定すること。
  - （3）試験・確認  
整備後、各機器の動作確認を行い、正常に動作することを確認すること。
- 6 業務完了時の提出書類及び検査  
本業務完了後、5日以内又は令和8年1月20日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況が分かるもの）を1部提出すること。
- 7 成果品  
業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を1部、成果品として提出すること。（併せてPDF等の電子データをメール等で発注者に提出すること。）  
（完成図書）
  - ・作業写真（作業着手前、作業完了後）
  - ・機器完成図、取扱説明書
- 8 業務実施に当たっての留意事項
  - （1）施工に必要な資格  
受注者は、厨房機器及びその搬入・据付、並びに電気・ガス・給排水設備に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。
  - （2）新規品の搬入  
新規品の搬入は、事前に現地を確認の上、適切な方法で行なうこと。
  - （3）諸法令に定める所定の手続き等  
受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。
  - （4）作業日  
具体的な作業日は施設担当職員と調整を行なって決定すること。

(5) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したのについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を行うこと。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。